

税の申告はお早めに

問合せ

練馬東税務署 ☎6371-2332
練馬西税務署 ☎3867-9711

※2月1日(火)～3月15日(火)の間、駐車場は
利用できません。

確定申告書はスマホで作成・提出できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー
(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)では、スマートフォン
で確定申告書を作成できます。さらに、マイナンバーカード
または税務署で発行するID・パスワードがあれば、ス
マートフォンで提出することもできます。



〈源泉徴収税額などの自動入力もできます〉

令和3年分の確定申告から、スマートフォンのカメラで
源泉徴収票を撮影すると、記載内容を自動入力できます。

税務署の確定申告書作成会場は2/1(火)～3/15(火)に開設

受付時間は午前8時30分～午後4時です(相談は午前9時15分から)。申告
書の提出のみの場合を除き、入場には整理券が必要です。整理券がなくな
り次第、受け付けを終了します。期間後半は大変混み合うため、早めにお
越しください。

〈整理券の入手方法〉

①LINEによる事前申し込み

国税庁のLINEアカウントを「友だち」に追加して手続きを
行くと、事前に整理券を入手できます。



②当日会場での申し込み

アカウント名:国税庁▲

贈与税の申告・納付は2/1(火)～3/15(火)に

「相続時精算課税」や「贈与税の住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける
には、2月1日(火)～3月15日(火)に申告が必要です。e-Taxによる電子申告も
できます。

令和3年分の法定調書の提出は1/31(月)まで

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」と「法定調書」は、管轄の税
務署へ提出してください。

税理士による無料申告相談会を開催

小規模納税者の所得税(復興特別所得税を含む)と消費税、年金受給
者と給与所得者の所得税の申告が対象です。土地、建物、株式などの
譲渡所得と退職所得は除きます。

入場には整理券が必要です。整理券がなくなり次第、受け付けを終
了します。

〈整理券の入手方法〉

①電話・インターネットによる事前申し込み

練馬東税務署管轄区域	練馬西税務署管轄区域
☎0570-006-597	☎0570-006-598

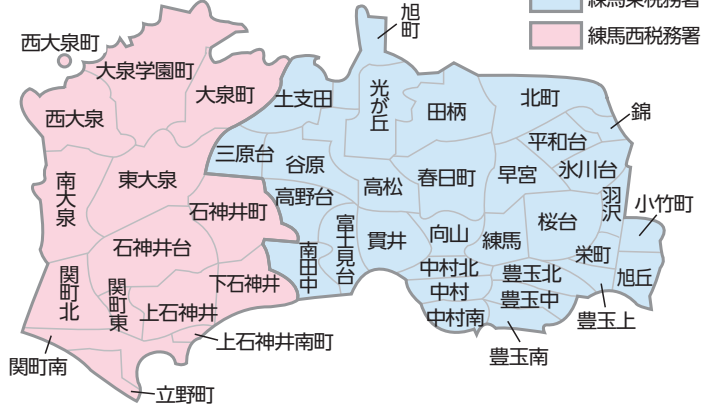
※電話予約は、午前9時～午後6時に受け付けます。
※インターネット予約は、相談日の2日前までに申し込んでください。

②当日会場での申し込み

管轄	日程(土・日曜を除く)	受付時間	場所
練馬東 税務署	1/25(火)～2/4(金)	9:30から	光が丘区民センター2階
	2/8(火)～10(木)		ココネリ3階
練馬西 税務署	2/2(水)～7(月)	9:30～11:30 13:00～15:30	関区民センター
	2/7(月)～10(木)		石神井庁舎5階

※車でのご来場はご遠慮ください。
※会場で作成した申告書等の提出もできます。管轄区域(下図参照)が異なる場合
は、管轄の税務署へ提出(郵送可)してください。

税務署の管轄区域



国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

●葬祭費を支給

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者が亡くなったとき、葬儀
を行った方(喪主)に7万円を支給します。詳しくは、お問い合わせくだ
さい。▶申請期間:葬儀の翌日から2年間

●交通事故などでケガをしたときは届け出を

交通事故や傷害など第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、
相手方が過失割合に応じて負担するのが原則です。ただし、相手方か
らの賠償が遅れる場合などには、一時的に国民健康保険や後期高齢者
医療制度の保険証を使用して治療を受けられます。そのようなときは
必ず事前にご連絡ください。

この制度は相手方が支払うべき医療費を保険者が一時的に立て替え
るもので、その費用は後日保険者が相手方に請求します。

問合せ 国民健康保険……………こくほ給付係 ☎5984-4553
後期高齢者医療制度…後期高齢者資格係 ☎5984-4587

4月から 屋外スポーツ施設の利用時間を変更します

屋外スポーツ施設をより利用しやす
くするため、一部の施設の利用時
間を変更します。

▶問合せ:スポーツ振興課運営調整係
☎5984-1660



4月からの利用時間

施設名	変更前	変更後
●練馬総合運動場公園 (陸上競技場・多目的広場)	4月・5月・8月・9月	9:00～18:00
	6月・7月	9:00～19:00
	10月～3月	9:00～17:00
●庭球場 (土支田・豊玉中公園・びくに公園)	4月・5月・8月	9:00～18:00
	6月・7月	9:00～19:00
	9月・10月・2月・3月	9:00～17:00
	11月～1月	9:00～16:00
	4月・5月・8月	9:00～18:00
●石神井松の風文化公園 (多目的広場)	4月・5月・8月	9:00～18:00
	6月・7月	9:00～19:00
	9月・10月	9:00～17:00
	11月	9:30～16:30
	12月・1月	10:00～16:00
	2月・3月	10:00～17:00
●総合体育館 (相撲場・ローラースケート場)	4月・5月・8月	9:00～18:00
	6月・7月	9:00～19:00
	9月・10月・2月・3月	9:00～17:00
	11月～1月	9:00～16:00
	4月・5月・8月	9:00～18:00

納期限は 1/31(月) 特別区民税・都民税(第4期)

支払いは、納め忘れのない口座振替をご利用ください。コンビニエ
ンスストア、モバイルレジ、LINE Pay請求書支払い、PayPay請求書払
い、ペイジーでも納付できます。※納付が困難な方はご相談ください。

▶問合せ:納付案内センター ☎5984-4547